

## ○輸入検査申請（一般則、液石則、冷凍則）

### 根拠法令

- ・法第22条第1項  
一般則第45条第1項、第3項  
液石則第45条第1項、第3項  
冷凍則第31条第1項、第2項

### 適用

- ・高圧ガスを輸入する場合  
〈冷凍の場合は、冷凍能力が20トン（フルオロカーボンは50トン）以上の冷凍設備におけるガスの輸入〉

### 適用除外

- 船舶から導管により陸揚げして高圧ガスの輸入をする場合
- 規則で定める緩衝装置内における高圧ガスの輸入をする場合
  - ・不活性ガス又は空気を封入したもので、作動時のガスの圧力が設計圧力を超えない構造であり、かつ、再充填できない構造
- 公共の安全の維持又は災害の防止に支障を及ぼすおそれのないものとして規則で定める場合
  - ・不活性ガス又は空気を封入したもので、作動時のガスの圧力が設計圧力を超えない構造であり、かつ、再充填できない構造の自動車用エアバッグ
  - ・自動車用消火器（不活性ガス）
  - ・天然ガス車用容器内の天然ガス
  - ・液化石油ガス車用容器内の液化石油ガス
  - ・航空機用の救命胴衣に使用する不活性ガス
- 高圧ガス保安協会又は指定輸入検査機関が行う輸入検査を受け、輸入検査技術基準に適合していると認められ、その旨を道に届け出た場合。

### 必要書類

1. 輸入検査申請書  
（一般則様式第27、液石則様式第26、冷凍則様式第18）
2. 輸入高圧ガス明細書  
（一般則様式第27の2、液石則様式第26の2、冷凍則様式第18の2）
3. 充填証明書
4. 分析証明書
5. 容器証明書、容器の成績書又は刻印の拓本
6. 船荷証券（B/L）、航空運送状（AWB）（写し可）
7. インボイス（荷送り状）又はパッキングリスト（写し可）
8. 上記2から7に掲げるもののほか、法第22条第2項の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面
9. 申請手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）